

# 弁護士会の調停(震災 ADR)

がんばれ 熊本!



**熊本県弁護士会紛争解決センターは、熊本の笑顔をとりにもどすため、地震に関連したトラブルを解決するお手伝いをします。**

1. 熊本地震により、建物が損壊して賃貸借関係や修繕の仕方について問題が生じたり、瓦が落ちたり塀が倒れたりして近隣間でトラブルが発生し、当事者だけでは解決できないで悩んでおられませんか？  
このような場合には、ぜひ弁護士会の調停をご利用下さい。
2. 弁護士会の調停(震災 ADR)は、民事上の紛争について、弁護士があっせん人として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。裁判になるより迅速で、内容的にも柔軟性がある紛争の解決ができるとされています。原則として3回以内の期日での解決をめざします。東日本大震災の際にも数多く利用されています。  
申立手数料は無料です。紛争が解決した場合には当事者折半で裏面記載の成立手数料が発生しますが、事情によっては減額になる場合があります。
3. ご利用される場合は、まず弁護士に相談されて下さい。  
熊本県弁護士会法律相談センター (TEL096—325—0009 熊本地震に関する相談を無料で受け付けています) や、法テラス (TEL050—3383—5522)、公共機関での法律相談、各法律事務所 にて、弁護士相談を受けられて下さい。

なお、お申込みは、裏面の申込用紙を郵送または FAX される方法でもできますが、この場合には、後で、弁護士から内容確認の電話連絡等を差し上げてからの申立てとなります。

(お問い合わせ)

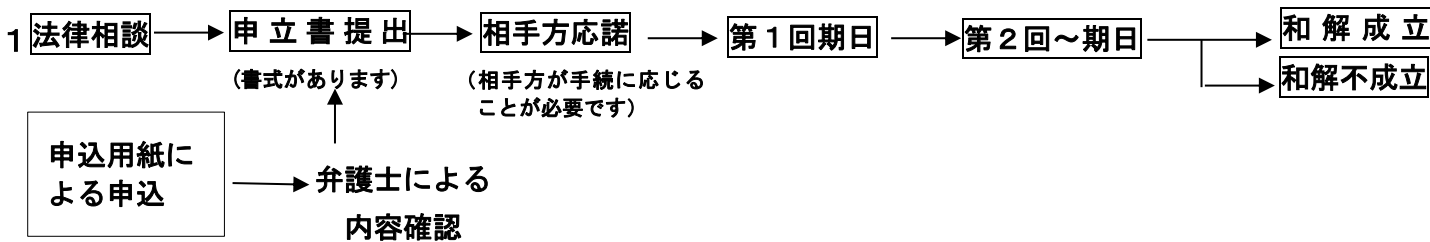
## 熊本県弁護士会紛争解決センター

住 所：熊本市中央区京町1丁目13-11

電話番号：096-325-0913

F A X：096-325-0914

# 震災ADRの紛争解決の流れと費用



※ 本手続は紛争の話し合いによる解決をめざすものですから、相手方に最初から話し合いに応じる意向がない場合には、その時点で手続を終了せざるを得ないことをご了承ください。

2 申立手数料は、無料です。

成立手数料として、下記の基準での金額を当事者折半でご負担頂きますが、事情によっては概ね30%の範囲で金額が減額となる場合もあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+ 3万円
300万円超～3000万円以下	1%+ 15万円
3000万円超	0.5%+ 30万円

(別途消費税が加算されます)

熊本県弁護士会 紛争解決センター 御中 (FAX: 096-325-0914)

## 震災ADR申込用紙

(申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他		

【相談日】 年 月 日 【相談場所】 【相談担当弁護士名】